

# 審 査 基 準

平成 14 年 4 月 1 日作成

|                   |   |
|-------------------|---|
| 法 令 名 :           | 長野県情報公開条例   |
| 根 拠 条 項 :         | 第 11 条  |
| 処 分 の 概 要 :       | 公開請求に対する決定  |
| 原 権 者 ( 委 任 先 ) : | 長野県公安委員会、長野県警察本部長   |
| 法 令 の 定 め :       | 長野県情報公開条例第 6 条 ( 公開請求の方法)、第 7 条 ( 公文書の開示義務)、第 10 条 ( 公文書の存否に関する情報)<br>長野県情報公開条例施行規則第 2 条 ( 請求書)<br>公安委員会関係長野県情報公開条例施行規則<br>長野県情報公開条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則<br>長野県警察本部長関係長野県情報公開条例施行規程 |
| 審 査 基 準 :         | 別紙「公安委員会及び警察本部における長野県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準」<br>のとおり   |
| 標 準 処 理 期 間 :     | 15 日  |
| 申 請 先 :           | 長野県警察本部警務部広報相談課又は警察署総務課   |
| 問 い 合 わ せ 先 :     | 長野県警察本部警務部広報相談課総合相談・情報公開室<br>( 電話 : 026-233-0110)   |
| 備 考 :             | 平成 30 年 10 月 24 日改正   |

(別紙)

# 公安委員会及び警察本部における長野県情報 公開条例に基づく処分に係る審査基準

平成 14 年 4 月 1 日

平成 30 年 10 月 24 日改正

長野県公安委員会・長野県警察本部

はじめに

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請に応える観点からも、情報の公開は重要なことである。本審査基準は、こうした観点から、長野県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、長野県公安委員会及び長野県警察本部長が行う公文書の公開・非公開の決定に際し、準拠すべき条例の解釈、運用の基準及び具体例を示し、もって個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

公開・非公開の判断に当たっては、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の公開請求ごとに当該公文書に記録されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

## 第1 基本事項

### 1 公開・非公開の基本的考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、「公文書の公開を、請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」ことを手段として、「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされる」ことを第一的な目的とし、「県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資する」ことを最終目的とするものであることから、行政情報は原則公開との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、公開することの利益と公開しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非公開情報が記録されていない限り、公開請求に係る公文書を公開しなければならないこととしている。

なお、条例第7条の規定の適用により非公開とされる情報であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、裁量的に公開ができることとされている（条例第9条）。

### 2 非公開情報の取扱い

条例は、第7条で、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、非公開情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。条例では非公開情報の範囲はできる限り限定したものとす

との基本的な考え方に立っており、第9条（公益上の理由による裁量的公開）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は公開することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、公開してはならないこととなる。公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されているときの非公開情報の取扱いは、部分公開（条例第8条）の問題である。

### 3 非公開情報の類型

条例第7条各号の非公開情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非公開情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第2号のただし書の情報に該当するため同号の非公開情報には該当しない場合であっても、他の号の非公開情報に該当し非公開となることはあり得る。

したがって、ある情報を公開する場合は、条例第7条の各号の非公開情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

### 4 条例第7条各号の「公開すること」

条例第7条各号で用いられている「公開すること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに公開請求ができることから、公開請求者に公開するということは、何人に対しても公開を行うことが可能であるということの意味する。

したがって、本条の各号における非公開情報該当性の判断に当たっては、公開請求者に公開することによって生じるおそれだけでなく、「公開することにより」生じるおそれがあるか否かを判断することとしている。

### 5 非公開情報該当性の判断の時点

非公開情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、公開請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている非公開情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において非公開情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非公開情報に該当するわけではない。なお、個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等の時点である。

## 第2 非公開情報

### 1 条例第7条第1号（法令秘情報）の規定により非公開とする情報の基準

[条例の定め]

- |  |
|--|
| (1) 法令若しくは条例（以下この条及び第16条において「法令等」という。）の規定により、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号のへに規定する指示その他これに類する行為により、公開することができない情報 |
|--|

## [条例の解釈]

### (1) 本号の趣旨

本号は、法令等の規定により、又は国の機関からの指示等により公開することができない情報については、条例においても公開できないことを定めたものである。

法令等の規定により公開することができない情報は、条例によっても公開することができないことを確認的に規定するとともに、地方自治法第 245 条に規定する国の行政機関が行う「関与」の中でも、同条第 1 号のへに規定する「指示」その他これに類する行為により公開してはならないとされている情報については、それが書面による適法かつ正当なものである限り、法律上県はこれに従う義務を有することから、公開することができないことを規定したものである。

なお、この指示は、法律又は法律に基づく政令に根拠を有するもので、公開してはならない情報が具体的に特定でき、疑義の生じる余地のないものであることが必要である。

### (2) 「法令若しくは条例」

法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令及び本県の他の条例をいうものであり、県の規則等は含まない。

### (3) 「その他これに類する行為」

地方自治法第 245 条第 3 号に規定する「一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為」のうち、同条第 1 号のへの指示に類するものをいう。

## 2 条例第 7 条第 2 号（個人に関する情報）の規定により非公開とする情報の基準

### [条例の定め]

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定

する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条及び第 14 条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該氏名及び公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

[条例の解釈]

(1) 特定の個人を識別することができる情報（本文）

ア 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により非公開であった情報が、個人が死亡したことをもって公開されることとなるのは不適當である。

イ 「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

ウ 「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、当該情報と他の情報とを照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も公開請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に  
応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

エ 識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる  
情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を公開すると、当該集団に属す  
る個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性  
質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人  
識別性を認めるべき場合があり得る。

オ 「特定の個人を識別することができないが、公開することにより、なお、個人の権  
利利益を害するおそれがあるもの」には、例えば、匿名の作文や、無記名の個人の著  
作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公開すれば財産権その他の個人の正  
当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当すると考えられる。

(2) 「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されてい  
る情報」（ただし書ア）

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非公開情報  
として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、本号本文の非公開情報か  
ら除くこととしたものである。

ア 「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めてい  
る規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否  
する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しな  
い。

イ 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、  
慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公に  
されていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事  
例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、  
現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時  
の経過により、公開請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得  
る。

エ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に  
公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定  
しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報  
が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないな  
ど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

(3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認め  
られる情報」（ただし書イ）

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、実施機関の基本的な責務である。

非公開情報該当性の判断に当たっては、公開することの利益と公開されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公開することにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を公開する必要性と正当性が認められることから、当該情報を公開しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的公開の規定（条例第9条）により図られる。

- (4) 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ウ）

公文書には、公務遂行の主体である公務員の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、県の諸活動を説明する責任が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公開する意義は大きい。一方で、公務員についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある特定の者（職及び氏名）が、どのような職務を遂行しているか（職務遂行の内容）については、当然、特定の公務員が識別されることになるが、個人に関する情報としては原則的には非公開にしないこととするものである。

ア 「当該個人が公務員等である場合において」の「公務員等」とは、広く公務遂行を担当する者を含むものであり、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定するすべての公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。したがって、国務大臣、国会議員、地方議会議員、附属機関の委員も含まれるが、懇話会の委員等公務員としての地位を有しない者は含まれない。

また、公務員であった者が当然に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報については、本規定が適用されるものである。

イ 「当該情報はその職務の遂行に係る情報であるとき」の「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言そ



の他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇、給与、家族状況等の情報は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

ウ 公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の「職」、「氏名」及び「職務遂行の内容」によって構成されるものが少なくない。

前述のとおり、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、「公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容」については、公務員等の個人に関する情報としては原則的には非公開にしないこととするものである。

エ 「氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」とは、当該公務員等が担当する職務内容等から判断して、その氏名を公開すると、公務員として受忍すべき限度を超えて、個人の生命、健康、生活及び財産等が脅かされるおそれがある場合をいう。

なお、公務員等の職に関する情報は、その職務遂行に係る情報と不可欠の要素であることから、仮に特定の公務員を識別できる場合であっても、公開の対象となることに留意する必要がある。（公開すると、当該公務員がテロの対象となる可能性が高いなど、公務員の生命・身体に危険がおよぶおそれがある場合は、第4号（犯罪の予防等に関する情報）により、非公開とすることが検討することとなる。）

#### (5) 本人からの公開請求

条例は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の公開請求があった場合にも、請求者が誰であるかも、請求の理由も問うことなく、一律に公開・非公開が決定されるべきであるから、特定の個人が識別される情報であれば、本号のアからウ又は公益上の理由による裁量的公開（条例第9条）に該当しない限り、非公開となる。

### [運用の基準・具体例]

#### (6) 警察職員の氏名の取扱い

警察職員は、職務の特殊性から、その他の職員に比べ氏名を公開することにより当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高いため、公安委員会規則で定める職にある警察職員については、氏名を公開しないこととしたものであり、「公安委員会規則で定める職にある警察職員」とは、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職である。

また「氏名を慣行として公にしている」警察職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、公開請求の対象となる公文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を公開すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど条例第7条第4号に該当する場合は、非公開

とする。

(7) 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、公開決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に非公開とし、個人が特定できない形で公開する。

被疑者（被告人）の氏名等が公開決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を公開する。

(ア) 警察白書等警察が発行する公刊物において被疑者の氏名等を記載している場合

(イ) 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(ウ) 公開請求から公開決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

イ 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非公開とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、警察が行った広報の範囲内で例外的に公開する。

(ア) 警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

(イ) 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ 上記ア及びイのただし書における個人情報の例外的公開に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

3 条例第7条第3号（法人等に関する情報）の規定により非公開とする情報の基準

[条例の定め]

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

[条例の解釈]

(1) 「法人その他の団体」

会社法上の会社等の営利法人、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉

法人その他の法人格を有する団体のほか、法人格を有しないが、団体としての規約等を有し、かつ、代表者又は管理人の定めがある団体（いわゆる権利能力なき社団、財団）も含まれる。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、公共的性格を有するものであり、法人等とは異なる公開・非公開の基準を適用すべきであるので、本号の法人等の範囲から除き、第6号（事務等に関する情報）等他の非公開情報の規定において判断するものとする。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) 「事業を営む個人」

地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2（事業税の納税義務者等）第8項から第10項までに掲げる事業（物品販売業、畜産業、医業等）を営む個人及び農業、林業等を営む個人をいう。

(3) 「当該事業に関する情報」

事業内容、事業所、事業用資産や事業所得の状況等に関する情報をいい、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報（事業を営む個人の家族の状況、当該個人の経歴、事業活動とは区別される財産、所得の状況等）は、本号には該当せず、第2号（個人に関する情報）において判断することとなる。

(4) 「公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

イ 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

ウ 「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである

エ 「害すると認められる」かどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

- (5) 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」

本号のただし書は、第2号イと同様に、当該情報を公開することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を公開しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

#### [運用の基準・具体例]

- (6) 入札に関する文書

入札に関する文書中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、非公開となる。

また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、非公開となる。

#### 4 条例第7条第4号（犯罪の予防等に関する情報）の規定により非公開とする情報の基準

##### [条例の定め]

- |   |
|---|
| (4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報 |
|---|

##### [条例の解釈]

- (1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公開しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求め

る意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公開することにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

イ 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公開することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第6号の事務又は事業に関する非公開情報の規定により公開・非公開が判断されることになる。

(2) 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公開することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

[運用の基準・具体例]

(3) 警察が保有する情報の代表的な類型

警察で保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

- ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公開することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公開することにより当該活動に支障を生じるもの
- ウ 公開することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公開することにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
- オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公開することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公開することにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公開することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報
- ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公開することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのある情報

(4) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記(1)のイのとおり本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

(5) 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、こ

れを公開することにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置を取るなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し非公開となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非公開となる。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等警察において広報された情報は、公開する。

#### 5 条例第7条第5号（審議等に関する情報）の規定により非公開とする情報の基準

##### [条例の定め]

(5) 県並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

##### [条例の解釈]

(1) 「県並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」

ア 「県」とは、県のすべての機関をいう。執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。

イ 「国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」とは、国及び他の都道府県、市町村等の地方公共団体（地方自治法第1条の3第1項）のすべての機関、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人（独立行政法人法第2条第1項）をいう。

なお、ここにいう「国」の機関には、情報公開法が対象としている行政機関のほか、国会、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）も含む。

ウ 「内部又は相互間」とは、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人のそれぞれの内部又は相互間をいう。

エ 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は県の機関等が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階に

において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

(2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公開することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公開になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第4号等の他の非公開情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、実施機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公開になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

(3) 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公開することにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公開されることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公開すれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「県民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

(4) 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公開することにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、(3)と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が公開されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、公開を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が公開されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

(5) 「不当に」

上記(2)、(3)及び(4)のおそれの「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公開することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情



報の性質に照らし、公開することによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

(6) 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非公開情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公開されると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があつた場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

6 条例第7条第6号（事務等に関する情報）の規定により非公開とする情報の基準

[条例の定め]

- (6) 県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下この号において「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

[条例の解釈]

(1) 本号の趣旨

県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることにより、当該事務

又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とする合理的な理由がある。

県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公開することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公開することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてアからオまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

(2) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」(本文)

ア 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な公開の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「適正」という要件判断を行う際は、公開することにより生ずる支障のみではなく、公開することによって将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得ることから、このような場合も、本号を適用するものであること。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものでなければならないこと。

「おそれ」については、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないこと。

- (3) 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(ア)

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいい、「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいい、「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいい、「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

- イ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、県民等における法令違反行為や法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長するなどのおそれがあるものがあり、本号はこのような情報について、非公開とするものである。また、事後であっても、違反事例等の詳細な公開により、法規制を免れる方法を示唆することとなるものも本号に該当する。

- (4) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(イ)

ア 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいい、「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいい、「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

- イ 「県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県等、地方公共団体や国が一方の当事者となる上記の契約等においては、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、非公開とするものである。

- (5) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」  
(ウ)

この規定は、大学、研究所等の調査研究を主として念頭においたものである。

県等、地方公共団体又は国が行う調査研究(ある事柄を調べ、真理を探究すること。)の成果については、社会、国民等にすべて還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公開することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を非公開とするものである。

- (6) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」  
(エ)

職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非公開とするものである。

- (7) 「県又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(オ)

地方公営企業若しくは国営企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があるが、県又は国等が経営していることに照らして、説明責任を重視した判断が必要になるため、別に規定したものである。したがって、情報の非公開の範囲は、第3号の法人等の場合に比べ、より狭いものがあることがあり得る。

#### [運用の基準・具体例]

- (8) 第6号に該当する代表的な情報の例

本号に該当する代表的な情報の例は、上記(3)から(7)に記載されているとおりであるが、警察において特記すべきものとしては、次のものがある。

##### ア 試験問題

警察学校等における試験問題、昇任試験問題等については、実施前は非公開とする。実施後も、短答択一式問題については、公開すると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じることから、非公開とする

(なお、試験問題の内容によっては、条例第7条第4号(犯罪の予防等に関する情報)に該当する場合もある。)

#### イ 検定の実施基準

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公開することにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当し非公開となる。

### 第3 部分公開

#### [条例の定め]

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

#### [条例の解釈]

##### 1 非公開情報が記録されている場合の部分公開(第1項)

###### (1) 「公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合」

1件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、条例第7条各号に規定する非公開情報に該当するかどうかを審査した結果、非公開情報に該当する情報がある場合を意味する。

公開請求は、公文書単位に行われるものであるため、第7条では公文書に全く非公開情報が記録されていない場合の公開義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合に、部分的に公開できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

###### (2) 「容易に区分して除くことができる」

ア 非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを分離し、非公開部分を除くことが、実施機関の職員が、公文書を損傷することなく、かつ、通常業務で使用している機器やプログラム等で過度の費用や時間等を要することなく行うことができることをいう。

「区分」とは、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、非公開情報が記録されている部分を、当該部分

の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、公文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには非公開情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には非公開情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分公開の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに非公開情報が含まれている場合や、録画されている映像中に非公開情報が含まれている場合などでは、非公開情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、公開すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、非公開部分と公開部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(3) 「当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」

ア 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

イ 本項は、義務的に公開すべき範囲を定めているものであり、部分公開の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の本条例の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、非公開情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、非公開情報を公開した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの非公開情報を構成する一部が公開されることになるとしても、実質的に非公開情報が公開されたと認められないのであれば、実施機関の非公開義務に反するものではない。

(4) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

ア 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、非公開情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列とな

る場合等である。

この場合に部分公開義務を課することは、請求者にとって利益とならないし、行政機関にとっては不要な負担を負うことになるため、部分公開を行えなくてもやむを得ないものである。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。

イ また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、公開請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、本条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものとしている。

## 2 個人識別情報が記録されている場合の部分公開（第2項）

(1) 「公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

ア 第1項の規定は、公文書に記録されている情報のうち、非公開情報ではない情報の記載部分の公開義務を規定しているが、ひとまとまりの非公開情報のうちの一部を削除した残りの部分を公開することの根拠条項とはならない。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの非公開情報を構成するものである。他の非公開情報の類型は各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で非公開情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方を異にするものである。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として非公開となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を公開しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分公開とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

イ 「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第7条第2号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の非公開情報の類型と同様に非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき公開することとなるためである。

(2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、公開することが不適當であると認められるものもある。

例えば、カルテ、反省文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等公開すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公開しても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限って、部分公開の規定を適用することとしている。

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分公開の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、条例第7条第2号に規定する非公開情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の非公開情報の規定に該当しない限り、当該部分は公開されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として非公開となることになる。

なお、個人を識別することができる要素は、条例第7条第2号アからウのいずれかに該当しない限り、部分公開の対象とならない。

#### [運用の基準・具体例]

「有意の情報」かどうか判断し難い場合は、必要に応じて請求者の意見を聴取して部分公開を行うかを判断するものとする。

#### 第4 公文書の存否に関する情報

##### [条例の定め]

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

##### [条例の解釈]

本条は、公開請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

実施機関は、公開請求に係る公文書が存在していれば、公開決定又は非公開決定を行い、存在していなければ不存決定を行うことになる（条例第11条）。したがって、公文書の不存を理由とする非公開決定の場合以外の決定では、原則として公文書の存在が前提となっている。

しかしながら、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合があり、この場合には、公文書の存否を明らかにしない



で公開請求を拒否できることとするものである。

1 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」

公開請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいう。公開請求に含まれる情報と非公開情報該当性が結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の公開請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非公開情報に該当するので、非公開であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第7条各号の非公開情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

- ① 特定の個人の前科、前歴に関する情報（第2号）
- ② 特定の個人の病歴に関する情報（第2号）
- ③ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第3号）
- ④ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
- ⑤ 公開されていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公開されると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（第4号）
- ⑥ 買い占めを招くなど県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
- ⑦ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

2 「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」

公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、長野県行政手続条例第9条及び本条第11条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、公開請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、公開請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような非公開情報を公開することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、公開請求者に当該公文書の存在を類推させることになる。

## 第5 代表的な文書類型

## [運用の基準・具体例]

### 1 公安委員会の会議録等

(1) 公安委員会の会議録は、原則として公開するが、記載内容中に条例第7条各号に掲げる非公開情報がある場合は、当該情報は非公開となる。

非公開となる情報としては、次のような例が考えられる。

ア 捜査中の事件に関する情報等公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生ずるおそれがある情報（条例第7条第4号）

イ 特定の犯罪組織に対する取締り方針等公開することにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第7条第4号）

ウ 委員長又は委員の発言内容や氏名を公開することにより、外部から圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第7条第5号）

(2) 警察署協議会の会議録については、警察本部長が管理するものと解し、公開請求の受理も警察本部長が行い、公開・非公開の判断に当たっては本審査基準に準拠して警察本部長が行うこととなる。

### 2 会計支出文書

#### (1) 共通事項

##### ア 警察職員の氏名等の個人情報

会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、本審査基準第2の2（条例第7条第2号関係）によるほか、次によることとする。

(ア) 職員の氏名、住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、非公開となる。ただし、職員の氏名については、公安委員会規則で定める職にある職員（本審査基準第2の2の(6)参照）を除き、公開する。

(イ) 支出の相手方たる債主ごとに付される番号（債主コード、相手方コード）は、当該職員に付された固有の番号であるので、個人を識別させ得るものとして非公開となる。

##### イ 警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、本審査基準第2の3（条例第7条第3号関係）によるほか、取引業者を特定する情報であって、公開することにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第7条第4号（犯罪の予防等に関する情報）に該当し、非公開となる。このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

- ① 警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公開することができないと認められるもの
- ② 捜査支援システムの開発・器材を発注している業者
- ③ 特殊な装備の納入業者

(2) 旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第7条第4号）がないと認められるものについては、公開する。ただし、条例第7条第2項（個人に関する情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の公開・非公開を検討するに際しては、旅費の予算科目の別に応じて一律に決めるのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公開することにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断する。

(3) 国費捜査費、県費捜査費

ア 個別の執行に係るもの

情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則としてすべて非公開（職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）となる。

イ 支出額に係るもの

(ア) 年度別の所属別支出額については、公開する。

(イ) 月別の所属別支出額については、その月別支出額の増減等から各所属の月別の捜査活動の活発さの把握が可能となり、犯罪捜査活動等個別の警察活動に支障を生ずるおそれがあることから、当該月の終了後3年間を経過したものは公開する。

(4) 食糧費

ア 食糧費の支出に関する会計文書は、原則として公開する。ただし、個人に関する情報（条例第7条第2号）及び法人等に関する情報（条例第7条第3号）は、非公開となる。

イ アの例外として警察活動に伴う食糧費の支出に関する文書であって、公にすることにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分は非公開となる。

3 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

定員・現員については、原則として公開する。ただし、係別の定員・現員のうち、公開することにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分をつくなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、条例第7条第4号に該当するものとして非公開となる。

4 他の都道府県警察から取得した犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件通報）

(1) 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として非公開となる。

なお、公開請求の態様によっては、公文書の存否に関する情報となる（第4の1の4参照）。

## (2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

### ア 個人情報について

本審査基準第2の2（条例第7条第2号（個人に関する情報）関係）に従って対応する。

### イ 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第7条各号の非公開事由に該当するか否かを個別に判断する。

非公開事由のうち、条例第7条第4号（犯罪の予防等に関する情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

- ① 犯行の内容のうち、未だ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公開することにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報
- ② 公開することにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係
- ③ 捜査手法に関する情報であって、公開すると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置を採られるおそれがあるもの。
- ④ 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公開すると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置を採るおそれがあるもの。

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの非公開事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、公開請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、公開・非公開の判断に影響を与える要素の一つである。

## 5 情報通信システムに関する情報を記載した文書

情報通信システムのウィルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公開することにより、当該システムの防御能力が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当し、非公開とする。（なお、重疊的に条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）にも該当する場合は有り得る。）

## 6 訴訟に関する書類

### (1) 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、情報公開法と同時に成立した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第7条により、刑事訴訟法第53条の2が新設され「訴訟に関する書類及び押収物については、」情報公開法の規定は適用されないこととされており、条例においても適用除外としている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度にゆだねることとしたものと解される。

情報公開条例の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であることを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」）。

### (2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

未だ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で公開・非公開の取扱いがなされる機会があり得るため、情報公開条例の適用除外であると考ええる。

### (3) 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における公開・非公開の判断、公開手続等に服させることが妥当であることから、情報公開条例の適用除外となる。

### (4) 公文書に添付された訴訟に関する書類

訴訟に関する書類の写しが、公文書に添付されている場合であっても、実質的に、当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該公文書と一体のものとはみなされず、情報公開条例の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該公文書と一体のものとはみなされることから、情報公開条例の適用対象となる。